

三 国際経済法学研究科の創設と展開

1. 経済学部経済法学科の創設

経済法学科創設以前の 経済学部と法律科目

横浜国立大学の経済学部には、横浜高等商業学校時代からの伝統で、一九四九年の九年には商法の清水新、民法の山崎邦彦が在籍しており、一九五四年に公法の成田頼明が常勤教員として採用された。これらの三教員は、その後定年まで本学の法律系の研究・教育の中心となって活躍した。

一九六七年、経営学部の分離独立の際に、民法および商法は経営学部に、公法が経済学部にそれぞれ分かれて置かれることとなった。それに先立ち一九六四年に第二部経営学科が新設された際に、法律系の学科目である民法が夜間に振り替えられた。そのほかに教養科目である憲法の学科目ポストが経営学部に配布されていた。

一九七四年、清水が丘地区から常盤台キャンパスへ経済、経営両学部が移転する前後から、経済学部で、大学紛争の後遺症からの脱却と社会科学系の新たな組織的発展を目指した経済法学科新設の構想が議論され始めた。当時、経済学部は受験生から二期校のトップ校と評価され、全国から優秀な学生を高い倍率で集めていた。しかし、文部省との関係においては、キャンパス移転問題を契機にした大学紛争以来、本学は中核派・革マル派の対立や内ゲバ殺人事件等が起きる問題校として、その評価は非常に低いものであった。

経済法学科 新設の動き

このような状況を打破し、広大な新キャンパスを生かして、将来的には法学部に発展する新組織を設け、本学に社会科学系三学部を置くという長期構想の下で、当面、経済学部内に法律学と経済学の両分野について幅広い知識を持つ人材を育成する学科を設置することが計画された。当時、法学部出身者の社会的需要との関係で、国立大学の法学部は旧帝大に置くだけで十分だと文部省の判断があり、新制大学

に法学部は一つも存在していなかった。そのような状況下で、経済学部内に存在して経済学の基本的な素養を持ち、同時に法学的な知識をあわせ持つ複眼的な人材を養成するという、まったく新しい視点を打ち出して、新学科の創設を要求することとなった。経済法学科構想は新制大学で初めてのものであった。後に多くの新制大学で類似の学科が設置されたが、本学の経済法学科はそのモデルとなったといえる。

一九七四年移転当時、経済学部には行政法担当成田頼明、労働法担当松田康彦、租税法担当碓井光明の一教授二助教授が在籍していた。また、のちに国際経済法学研究科設置に際して、政治・行政学担当者として参加する天川晃が一九七四年度から国際関係担当として在籍していた。一九七五年に経済法学科新設の概要要求が認められ、一九七六度に経済法学科がスタートすることとなった。その見通しが立った段階で、一九七五年に新設を取りする形で経済法担当來生新が採用された。

経済法学科の構成

経済法学科は五つの修士講座から成る学生定員五〇名の学科として設置された。基礎法学Ⅰ、基礎法学Ⅱ、環境法・都市法、国内経済法、国際経済法の五講座である。教員組織としては教授五、助教授五、助手三が措置された。環境法・都市法という講座の存在に代表される講座構成で、当時の旧帝大の法学部とは全く異なる視点で経済法学科が構想されたことがよくわかる。一九七六年当時、「国際経済法」という概念もわが国ではなじみのない概念であった。

これらの講座において想定された授業科目は、基礎法学Ⅰにおいて憲法、国際法、行政法、基礎法学Ⅱにおいて私法原論、民法、労働法、環境法・都市法において環境法、都市建設法、国土計画法、国内経済法において国内経済法、企業法、国際経済法において国際法概論、国際組織法、国際私法であった。これらの授業科目を見ても、当時のわが国の伝統的な法学部の授業科目構成とは大きく異なっていることが容易に理解される。伝統的な法学部においては六法中心の授業科目が置かれたが、本学では全く様相を異にしていた。

経済法学科創設時の法律系教員の構成は、経済法学科設置時に松田が教授に昇進したことで、教授二（成田、

松田)、助教授二(碓井、來生)であった。その後、精力的に新学科の空きポストを埋める人事が行われ、田中利幸(刑法)、大沢康孝(商法)、柳原正治(国際法)、山田卓生(民法)、根本洋一(国際私法)が相次いで採用された。

新規採用者のカッコ内は研究上の専門を表すが、カッコ内と授業科目名の違いが経済法学科の発想の新しさを示すものでもあった。これらの新たな授業科目と伝統的な法学部における授業科目の間隙は、非常勤講師の活用、経営学部における法学系授業の履修等でカバーされた。

経営学部には経営学科に修士講座(商法)が一講座置かれ、そのほかに一般教育の学科目憲法と二部に修士講座民法が置かれ、教員定員五を有していた。経済法学科設置時には、経営学部には民法担当山崎邦彦、円谷峻、商法担当清水新、久留島隆、憲法担当藤谷正博が在籍していた。藤谷の転出に伴い後任として青柳幸一が一九八二年に着任した。後に経営学部には臨増の法学ポスト一が配置された。

2. 法学部構想とその大学院化

経済法学科の完成と 法学部構想の停滞

一九七六年の経済法学科設置後も、以下のような法学部の設置を目指した全学的な動きや経済学部内部の動き、経済学部と経営学部にあたがる動きが継続していた。一九七七年三月、横浜国立大学将来像検討委員会第一回中間報告において、「応用法学部門の研究・教育に重点を置く経済法学に関する学部」の設置が盛り込まれ、一九七九年七月経済学部に「法学部構想委員会」が置かれ(委員長松田保彦)、経営学部法律関係教官も参加して議論が行われるようになった。一九八〇年一月二五日に成田経済学部長から、合崎賢二経営学部長に対して、法学部設置問題に関する協力依頼文書が寄せられ、それを受けて同年三月、経営学部に「法学部構想委員会」(委員長山崎邦彦)が置かれた。

しかし、新設された経済法学科の中心的存在であった成田頼明が、縫田清二経済学部長の突然の辞任を受けて、経済学部長を一九七八年二月から一九八二年三月まで務めたこともあり、経済学部内部での経済学部自体の将来像がさまざまに検討される中で、一九八〇年の経済法学科完成に伴って、直ちに経済法学科を経済学部から独立させる動きを、経済学部内部で具体化するには至らなかった。経済法学科内部でも、新規採用の若手助教授が多かったこともあり、新たな教育と研究の内部充実で手がいっぱいであり、新組織設置の余力は到底ないというのが実情であった。

この間、一九八一年に香川大学経済学部の経済法学コースを基礎に、香川大学に新制大学で初めて法学部が設置された。その後、岡山、新潟、熊本等の旧帝大ではない国立大学に次々と法学部が設置され、経済法学科の設置では新制大学のトップを切った横浜国立大学が、法学部の設置に立ち遅れ、他大学での法学部の設置が続く中で、本学の法学部構想がなぜ進まないのかという学内からの疑問も提示される状況となった。

しかし、この間も法学部設置の動きがなくなったわけではなく、一九八〇年に経営学部で法学部構想委員会が設置されたことに伴い、経済・経営両学部の法学部構想委員会が法学部構想の検討を続けていた。両委員会合同で香川大学の調査や、図書資料調査を行うなどの地道な活動が継続していた。同年一〇月には「法学部準備委員会」名で経済学部教授会、経営学部教授会に「横浜国立大学法学部設置構想」を取りまとめ、教授会に報告を行った。その後一九八一年一月には「横浜国立大学法学部設置構想」を取りまとめ、教授会に報告を行った。

法学部構想の活性化

設置後一〇年近い時間の経過の中で、経済法学科の運営もそれなりに軌道に乗った一九八四年ころから、あらためて経済法学科の経済学部からの独立と法学部化の動きが活性化した。

一九八四年四月経済学部の「学部改組委員会」（委員長神代和俊）に法律ワーキング・グループ（委員長成田頼明）が置かれ、従来の法学部創設準備委員会の作業を継続することとされた。経営学部にも法学部準備委員会（委員長若杉明。なお若杉は会計学の専門家で法律系ではなかった。）が置かれ、共同で法学部創設に向けての活動を

開始した。一九八四年一二月法学部創設準備委員会（委員長成田頼明）が全学組織として発足した。

一九八四年度当時、経営学部には行政法成田、労働法松田、民法山田、租税法確井、経済法来生、刑法田中、商法大沢、国際法柳原（一九八八年九州大学に転出、後任として柳赫秀を採用）、国際私法根本の九名、両学部合計一二名であった。一九八四年度中に、この法律系の人員に加えて、経済学部国際関係担当の天川を、政治学・行政学担当者として新たに組織する予定の法学部構成員とすることについて協議がなされ、天川は新設された後の法学部構成員となることで合意が成立していた。これらの経済学部、経営学部の教員一三名のポストと、新たな教員の概算要求によって法学部を設置する計画が進められることとなった。このような法学部構想の再活性化の動きの中で、一九八五年一〇月には経済法学科を「国際経済法学部」として独立させるという構想の骨格が法律ワーキング・グループでまとめられ、一九八六年一二月に全学の法学部創設準備委員会に置いて「国際経済法学部構想」が承認された。

このような学内の動きを前提に、神奈川県を中心に、後援会設置を働きかける活動が一九八六年からはじまった。県、市、弁護士会等各種団体への協力要請の成果として、一九八七年七月一七日「横浜国立大学国際経済法学部創設期成会」設立総会が産業貿易センター国際会議場で行われ、期成会が発足した。会長に長洲一二神奈川県知事、副会長に細郷道一横浜市長、伊藤三郎川崎市長、上野豊神奈川県商工会議所連合会会頭が就任した。

**国際経済法学部構想から
国際経済法学科構想へ** 国際経済法学部構想は、当時のわが国の経済状況における、新たな法学教育に対する社会的需要に應えるものであった。当時、第一次及び第二次オイルショックを

わが国と西ドイツがいち早く乗り切り、わが国の貿易黒字の急増によって、世界中で経済摩擦が頻発していた。このような状況の下で、日本の代表的企業の法務部の集まりである経営法友会が、企業活動の国際化に伴う通商貿易に関する法律知識、外国の取引法、とりわけ英米法に関する知識の重要性や、独禁法、労働法、会計学、無

体財産権法、租税法等の経済法関係科目、企業法に関する科目の重要性を指摘し、伝統的な法学部においてはこれらの科目の教育が十分ではないことを広く社会一般に訴えていた。経済学部経済法学科はある意味でこのような動きを先取りするものであった。しかし、経済法学科は経済学部内の一学科という限界をもち、このような社会的要請に十分には応えられない規模しかなかった。

すでに述べたように、香川大学の法学部設置をはじめとする新制大学の法学部設置ブームに乗り損ねた感のある横浜国立大学としては、既存の法学部とは違う差別化された法学教育の実施を訴える必要があり、このような提言にある企業法務を中心とする応用法学の教育と、国際化時代に対応した法学教育を目指す法学部を設置するという趣旨で、学部名も「国際経済法学部」とした。

このようにとりまとめた構想を文部省に持ち込み、概算要求の下相談を行った一九八七年の七月に、文部省から、構想自体は大変に興味深いが、このような構想は学部レベルでの教育というよりは大学院での教育にふさわしいので、大学院組織として制度化する方がよい、その構想を年度内にまとめられるのであれば年度内に、年度内取りまとめが不可能でも、遅くとも一年後には概算要求案をまとめるようにとの示唆を得た。このような示唆を得て、夏休み中ではあったが、急きょ経済学部と経営学部の法律系教員に動員がかけられ、内部で従来の学部構想から大学院の構想に切り替えるための検討が開始された。

検討の結果、経済学部と経営学部の協力を得て、学部を持たない独立研究科として法学教育を行うこと、法学部の設置はその実績を踏まえて第二ステップとして行うことが決定され、経済、経営両学部の了承も得て、一九八七年秋以降、国際経済法学研究科設置に向けて活動がはじめられた。文部科学省はこのような本学の動きを見て、一九八七年九月、補正予算で約一〇〇万円の調査費を措置した。

一九八八年一月五日付で、本学学長横山亨および法学部設置準備委員会委員長成田頼明名で、期成会役員四名に対して、文部科学省との折衝の結果、国際経済法学部構想を改めて国際経済法学研究科（修士課程）の設置

構想を推進する旨の報告がなされた。また同日付で、期成会会長、副会長名で期成会理事・幹事四一名に対して、国大の構想変更を今後もサポートし、国際経済法学部から国際経済法学研究科の設置推進の活動に変更することについての協力依頼がなされた。さらに、文部大臣ほか文部省関係機関へ、期成会から国際経済法学研究科設置要望書が出された。

これに先立つ一九八七年末から一九八八年の初めにかけて文部省と折衝を重ねた結果、大学院の設置を二九年計画で行い、一九八九年度は経済学研究科の中に「国際経済法学専攻」という独立専攻を設け、教員スタッフの充実に努めた後に、一九九〇年度にもう一専攻を付け加えて「国際経済法学研究科」を独立させる見通しがついた。一九八八年一月二十九日には法学部創設準備委員会委員長成田頼明名で、期成会構成員へ、上記の見通しがついたことと、研究科完成の後は可及的速やかに国際経済法学部の設置に引き続き努力することの報告がなされた。

3. 国際経済法学研究科の設置

国際経済法学研究科 一九八七年から一九八八年にかけて、国際経済法学研究科の教育と研究の理念が検討の教育・研究理念 された。その過程で当時最も留意したことは、大学院構想に先行して検討していた国際経済法学部の理念を引き継ぐことであつた。結果として、国際経済法学研究科の理念としてまとめたのは次のようなものであつた。

①開かれた大学院。国際経済法学研究科では「隣接学問」に開かれ、「国際社会」に開かれ、さらに「実務」に開かれた教育と研究を実施する。

「隣接学問」に開かれているとは、②で示すような紛争の事前及び事後の合理的な解決手段としての法の教育研究を、経済学や政治学等の学際的な教育・研究を前提に行うことを意味した。また、「国際社会」に開かれてい

るとは、留学生に対しては日本の社会と法制度を十分に理解させ、日本人学生に対しては外国の法制度と社会を十分に理解させることにより、卒業生が日本と外国との企業取引や政府間交渉の当事者となりうるような能力を獲得させることを意味した。「実務」に開かれているとは、社会人の再教育を、企業法務などの現場に復帰した場合に、有効に活用しうる法理論、法技術の新たな視点からの体系的な習得を可能にするものとして位置付けた。

②紛争の事前回避とその合理的解決。国際経済法学研究科では、特に経済問題をめぐる紛争と国際化の進展に伴う紛争に焦点を当て、国際経済法学を、紛争の事前回避と合理的解決の学問として規定することとした。伝統的な法学部での教育・研究は、法律を事後的な紛争解決の手段である裁判規範としてとらえた教育・研究を行っていた。しかし、国際経済法学研究科では、種々の紛争がなぜ発生し、文化の差異が紛争の解決手段どのような影響を与えるかに着目し、法律を事前の紛争回避手段として位置づけることが重要だと考えた。当時わが国の経済が抱えていたさまざまな国際的・経済的な紛争を、紛争の事後的な解決者である裁判官の立場だけではなく、紛争解決のコストを負わなければならない当事者の立場で研究し、教育することを理念としたのである。このような認識においては、多様化する国際紛争を政治的なコンテキストで研究し、教育することが重要な要素となる。このような理念から、国際経済法学研究科では、実務家や外国人の教員を積極的に採用するという方針が導かれた。

協力講座の制度と構想 取りまとめの際の問題点

概算要求案をとりまとめるに際して最も大きな問題となったのは、「協力講座」制度の採用であった。協力講座は当時の文部省が独立大学院の新たな整備手法として打ち出していたもので、横浜国大にとって初めて利用する制度であり、事務局総務部担当者とまず制度内容を勉強することから議論が始まった。しかし、制度設計の段階でその詳細を十分に理解することは容易ではなく、協力講座の予算措置等についての誤解を徐々に修正しながら概算要求の取りまとめと学内制度の整備を図った。まさに走りながら考える作業であった。

文部省の示唆で、国際経済法学研究科は学部を持たない独立大学院として構想された。大学院の担当だけをを行う教員から成る講座を、後に説明する協力講座との関係で、基幹講座と呼ぶ。基幹講座は、学部定員を持たない分だけ、教員当りの修士学生数は既存の修士講座よりも多く算定される。しかし、学部学生何人の教育負担が大学院の学生何人の教育負担と等しいかは、一義的に明らかではないために、制度設計上、文部省の裁量は大きくなる。

協力講座とは、修士講座の学部部分は既存の学部にも所属し、大学院部分が既存の研究科の所属を離れて、新たな国際経済法学研究科に所属する制度であった。協力講座担当教員は、学部の教授会と国際経済法学研究科教授会の双方の構成員として教育・研究の意思決定に参加し、その運営に携わる義務を負う。修士講座の教員当り校費の配分単価は、学内において学部と大学院でそれぞれの教育・研究の割合に応じて案分する。また学部と研究科の定員算定の基礎となる教員当り学生数については、基幹講座教員の当り学生数を一定割合で減じて、通常の修士講座の担当教員が学部学生と大学院の学生の教育を行うのと、その教育負担が観念的に等しくなるように調整することを基本とした。

このような協力講座制度は、新組織の設置に際して、既存組織からの振替を完全に行わなくとも、それを行ったのとはほぼ同等の効果を上げることが目的とする制度であった。既存の組織にとつては、完全な振替を行う場合に生ずる、学部組織の大幅な変更や予算減がある程度回避できるというメリットがあり、新組織にとつては教員組織の構成を総体的に小さな純増数で行うことができるというメリットがあった。一方で、設置申請側（大学）には、既存組織の振替コストを減少させ、他方で、国側には新組織形成のための純増による予算増を軽減させる効果を持つ制度でもあった。

このような協力講座制度の下では、協力講座担当教員が二つの教授会に所属することから、両教授会との関係、とりわけ全学的意思決定に参加する機会や権利の調整が必要となる。協力講座教員が、単一の教授会にしか属さ

ない教員に比較して、全学の意思決定に関する決定権を二重に行使することのない歯止めの設定等が問題となった。両学部や全学との協議を経て、評議員、部長、全学委員等の選出に関して協力講座担当者は、選挙権は双方で行使し、被選挙権は学部教授会でのみ有することになった。

他方で、このような協力講座制度は、協力講座担当者にとっては二つの教授会に属する義務を負い、実質的にはどちらの教授会からも十分な忠誠心を持たない構成員として評価される可能性を持つ制度でもあった。少なくとも当事者にとっては、行政負担は倍増し、貢献に対する組織内評価は自動的に低くなる割の悪い制度となりうる可能性が高く、それをどのように回避するかが大きな内部課題となった。

国際経済法学研究科の組織要求

一九八七年一月まで学内および文部省との折衝を重ねた結果、最終的に国際経済法学研究科の組織要求は二専攻四大講座の要求で行うことになった。当時の大学院設置基準で独立大学院は最低二専攻からなることが要件とされていたので、一九八八年度は、一九八九年四月から経済学研究科内に独立専攻（学部を持たない大学院部分のみから成る専攻）である「経済関係法専攻」を設置し、引き続き一九八九年度に「国際関係法専攻」の設置を申請して、一九九〇年度二専攻の設置と同時に独立大学院「国際経済法学研究科」を開設する手順を踏むこととなった。

このように年度にまたがる概算要求であること、相当数の純増を要求することから、設置審査との関係で純増ポスト確定を待たずに、その人事についても、候補者を特定して話を進める必要があるという微妙な作業を強いられることとなった。

幸いなことに文部省が大幅に純増要求を認めてくれた結果、国際経済法学研究科の概算要求は次のような形で認められた。

二専攻は、経済関係法専攻（入学定員一八）と国際関係法専攻（入学定員二〇）、経済関係法専攻は基幹講座（専任教員から成る）「企業と政府」（教授四、助教授二、うち振替各一）、および協力講座「経済活動と法」（教授三、

助教授四、助手二）から成る。國際關係法は基幹講座「国家と經濟」（教授四、助教授三、うち教授振替一、助教授振替二）、および協力講座「國際社会と法」（教授三、助教授二、助手二）から成る。

教授は合計一四（純増六、振替二、協力六）、助教授合計一〇（純増二、振替三、協力五）、助手の協力三、教員数合計二七。経営学部は法学系の教授二、助教授二を振替え、臨増の法学ポストは協力講座とし、経済学部は助教授一を振替え、経済学部の経済法学科はすべて協力講座とすることとなり、両学部の協力によって概算要求案がとりまとめられた。

創設前後の人 事と教員構成

概算要求で純増が一度に教授六、助教授二も認められるというのは、現在に比較すれば国の財政難の程度も小さかった当時とはいえ、他に例を見ない画期的な成果であった。その人事に当たって内部で留意したことは、先に述べた基幹講座と協力講座の關係であつた。

第一に、従来のいきさつを十分に認識し、新たな組織を指導する人材が基幹講座担当とならなければ、新組織の運営が頓挫することは明らかであつた。その意味では従来の經濟、經營の法律系教員が全員基幹講座担当となることも考えられた。しかし、経済学部にとそのままの形で残る経済法学科の教育との關係で、新たに採用する新人だけが協力講座担当となる場合は、研究科の設置に全面的に協力してくれた経済学部、経営学部の教育や運営を阻害する可能性が高くなる。

さまざまな考慮の結果、経営学部から振替で基幹講座に配置されるポストを担当していた久留島、円谷と、経済学部からは新組織の責任者となるのが当然と考えられていた成田、松田、天川の三人、合計五名の相対的に高年齢の教授を基幹講座担当とし、山田、碓井、來生、田中、大沢、根本、柳が経済学部協力講座、青柳が経営学部協力講座担当とすることとした。

また、基幹講座に新規に採用したのは、外国人教員としてヨーロッパ法制經濟担当のガブリエール・ラトケ、アジア法制經濟担当の戰憲斌、実務経験者として日経新聞論說委員であつた鈴木幸夫（公共政策と法担当）、ニチ

メンの取締役・監査役であった森井英雄（取引とリスクマネジメント担当）、弁護士・公取委職員であった村上政博、電力中央研究所研究員であった三邊夏雄（規制と助成担当）、文部科学省の派遣で河野愛（企業と法、知的財産権担当）を採用した。協力講座には経済活動と租税担当の北村喜宜、経済活動と制裁担当加藤峰夫、経営学部の法学担当者として坂田宏（経済活動と制裁担当）を新規に採用した。三邊の新規採用に際しては、一九八八年一月～三月、経営学部の空きポストを利用してもらった。

一九九〇年度には国際経済法学研究科が設置され、独立した研究科委員会も開催できるようになったが、経済学研究科の独立専攻として経済関係法専攻が設置されていた一九八九年においては、経済関係法専攻会議が、また国際関係法専攻の設置が近づいた一九九〇年一月から三月までは、学長のもとに国際経済法学研究科設置準備委員会（学長が委員長、委員として経済学研究科長、経営学研究科長、国際経済法学研究科設置準備委員会専門委員会代表）を置き、その下に経済関係法専攻の基幹、協力両講座担当教官と、国際関係法担当予定教官から成る国際経済法学研究科設置準備委員会専門委員会を置いて、そこが実質上の教授会機能を果たした。このような過程を経て国際経済法学研究科がスタートしたのである。

4. 開発協力コースの設置

国経法の将来構想

一九八九年に経済関係法専攻がスタートして間もない時期から、当時の事務局長であった小西亘の示唆により、国際経済法学研究科の完成後の将来構想の検討が開始された。当初、学部を設置する構想等も検討されたが、国際経済法学研究科をスタートさせる概算要求が一段落した夏から秋にかけて、局長の強い示唆もあり、法律中心の構想からODAを核にした組織要求をする方向で議論が収斂した。

当初はODAの性質から、経済、経営の両研究科と一体となって、開発援助、比較と共存、地域と文化といった三大講座を設け、Cooperation, Coexistence, Conflict and Coordinationの四つのCの教育・研究を行う大きな構想をたてることが検討された。しかし、最終的には、局長の再度の示唆もあり、国際経済法学研究科内部での組織要求構想に変更された。一九九〇年度には文部省が調査費をつけ、一九九一年二月から三月には文部省との協議を経て、国際経済法学研究科の第三専攻としてCooperation for Coexistenceを理念とする開発援助専攻を設置する計画が固まりつつあった。しかし、研究科自体が設置されたばかりで、研究科内部には新組織設置に必要なスクラップの種がなく、新専攻の設置に必要な教員数との関係で経済法学科の廃止や振替の可能性も検討された。しかし、学部教育に対する社会的な需要や経済学部との合意形成の難しさから、この方向での議論を断念し、五月には国際関係法専攻内部に、規模を縮小して開発協力コースを増設する方向での内部の議論が固まった。

最終的には、国際関係法専攻内部に大講座「発展と協力」を、基幹講座「国家と経済」の助教授一を振替え、同講座の教育研究分野「法と国際政治」を「発展と協力」分野に移動させることにより、教授三、助教授一、客員教授四、入学定員を従来の二〇から二六とする概算要求を行った。当時わが国のODA金額が世界のトップになりつつある状況下で、それを担う人材、国際機関で修士の学位をもって働く人材の養成が急務であり、そのような社会的需要に 대응することを目的とする概算要求であった。概算要求の結果は、教授、助教授については要求通り認められ、客員教授については一種二名、三種一名が認められた。入学定員は八名増とされた。

一九九二年に新専攻がスタートしたが、純増ポストに対応する新たな人事として、一九九三年度になって、運輸省から港湾建設のODAに長らく携わっていた岡田靖夫を招聘した。この間の人事異動としては、協力講座の確井が東大に転出し、代わりに基幹講座に東大を退官した租税法の金子宏が着任した。

以上、一九七六年経済法学科の設置から一九九〇年国際経済法学研究科設置を経た、一九九二年までの一六年間の組織の拡大の過程と、その構成員の推移をとりまとめた。